

## 第 2 期砂川市子ども・子育て支援事業計画の一部変更

砂川市子ども・子育て会議

## 第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画新旧対照表

現行	変更後
<p>●第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画 P.40</p> <p>7 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について</p> <p>国は、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。その中で、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」などの問題を解消するために、「新・放課後子ども総合プラン」においては、学童保育と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方向性が示されています。</p> <p>本市では、学童保育の推進はもちろんのこと、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無に関わらない、子どもの安全・安心な居場所づくりとして、事業を推進していきます。</p> <p>就労後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、学童保育所及び放課後子ども教室を<b>一体的または連携して</b>実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備に向けて取り組んでいきます。また、放課後子ども教室を未実施の2か所の小学校区において令和3年度から<b>の開設を目指し</b>、全ての小学校区において、学童保育所と放課後子ども教室を実施することで、連携の強化を図っていくこととします。</p> <p>さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係機関への働きかけを行っていきます。</p>	<p>●第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画 P.40</p> <p>7 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について</p> <p>国は、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。その中で、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」などの問題を解消するために、「新・放課後子ども総合プラン」においては、学童保育と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方向性が示されています。</p> <p>本市では、学童保育の推進はもちろんのこと、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無に関わらない、子どもの安全・安心な居場所づくりとして、事業を推進していきます。</p> <p>就労後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、学童保育所及び放課後子ども教室を<b>連携して実施し(連携型)、さらに実施場所が校内である場合は校内交流型として</b>実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備に向けて取り組んでいきます。また、放課後子ども教室を未実施の2か所の小学校区において令和3年度から<b>開設し</b>、全ての小学校区において、学童保育所と放課後子ども教室を実施することで、連携の強化を図っていくこととします。</p> <p>さらに、<b>国は、令和5年12月に新たに「放課後児童対策パッケージ」を発出し、令和5年度末で終了となる「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標量を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し、喫緊の課題を解決するため、令和5年度から令和6年度に取り組む内容を示していることから、</b>継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係機関への働きかけを行っていきます。</p>

現行

変更後

(1) 校内交流型の学童保育所及び放課後子ども教室の達成されるべき目標量と実施計画

市内学童保育所は、小学校敷地内に4か所、小学校敷地外に1か所設置しています。また、放課後子ども教室は、各小学校の一時的に使用されていない特別教室等（体育館やミーティングルーム等）で実施していることから、市では学童保育所と放課後子ども教室は、連携して実施しています。

なお、小学校の適正配置により、令和8年度より市内小学校5校から義務教育学校1校に統合されるのに伴い、学童保育所は義務教育学校内に1か所、北地区に1か所の開設を予定しています。放課後子ども教室は義務教育学校内の体育館等にて実施を予定していることから、市では令和8年度以降においても学童保育所と放課後子ども教室は連携して実施する予定です。

■校内交流型の目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度
学校数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	1か所
実施箇所数	3か所	5か所	5か所	5か所	5か所	1か所
連携型	3か所	5か所	5か所	5か所	5か所	1か所
校内交流型	2か所	4か所	4か所	4か所	4か所	1か所
開設割合	60%	100%	100%	100%	100%	100%

※実施箇所数：同一小学校区内で放課後子ども教室が実施されている学童保育所の数  
 ※連携型：実施箇所数のうち、放課後子ども教室と連携している学童保育所の数  
 ※校内交流型：連携型のうち、同一小学校内等で実施している学童保育所の数  
 ※令和8年度における学童保育所の量の見込み及び目標整備量はともに2か所である

(2) 学童保育所及び放課後子ども教室の校内交流型、又は連携型による実施に関する具体的な方策

学童保育所及び放課後子ども教室の関係者が、活動プログラムの企画段階から連携して事業の実施に取り組むとともに、学童保育所を利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受入れや引き渡しについて双方が連携を図ります。

(3) 小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学童保育所市内5か所のうち4か所は小学校の余裕教室等を活用しており、放課後子ども教室は放課後等に一時的に使用されていない特別教室等（体育館やミーティングルーム等）で事業を実施しています。今後も両事業を実施するため、学校と連携しながら余裕教室等の活用を図ります。

現行	変更後
	<p><u>(4) 学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局との具体的な連携に関する方策</u></p> <p><u>学童保育所と放課後子ども教室を連携して実施するため、学童保育所の担当部局である保健福祉部と放課後子ども教室の担当部局である教育委員会が「放課後子ども教室運営委員会」を組織し、情報共有を図りながら効果的・効率的な事業運営に努めます。</u></p> <p><u>(5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策</u></p> <p><u>特別な配慮を必要とする子どもを含むすべての児童が、放課後に安心して過ごすことができるように、学童保育所と放課後子ども教室の関係者が情報共有しながら、学校・家庭と連携し、適切な対応に努めます。</u></p> <p><u>(6) 地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組</u></p> <p><u>現在、市内すべての学童保育所において、午後6時までを通常保育とし、それ以降から午後7時までを延長保育として開所しています。今後も引き続き、延長保育を実施していきます。</u></p> <p><u>(7) 各学童保育所が、その役割をさらに向上させていくための方策</u></p> <p><u>学童保育所は子どもの健全な育成を図る役割を担っていることを踏まえ、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性や社会性が育まれるよう支援を行います。</u></p> <p><u>(8) 学童保育所の役割を果たす観点から、各学童保育所における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策</u></p> <p><u>学童保育所での過ごし方について、十分に保護者と情報交換をするとともに、地域住民に対して、広報誌やホームページ等を活用し周知を図ります。</u></p>

現行	変更後
<p>●第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画 P.81</p> <p>④援護を要する子どもへの支援</p> <p>砂川市子ども通園センターでは、心身の発達や成長に、遅れや心配のある児童や保護者に対し、その発達を促すことを目的に、関係機関と連携しながら必要な療育指導、相談、援助を行います。また、通級指導教室では、心身の発達に遅れや心配がある児童に対して、指導を行っています。</p> <p>障がいや発達に心配がある児童に関しての相談についても、関係機関と連携を図り、発達や進路など保護者や児童に助言を与える機会を設け、不安や悩みが軽減されるよう療育体制の充実を図ります。</p> <p>また、就学時の関係機関による引継ぎなど、各機関が連携を取りながら子どもへの一貫した支援を進めます。</p>	<p>●第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画 P.81</p> <p>④援護を要する子どもへの支援</p> <p>砂川市子ども通園センターでは、心身の発達や成長に、遅れや心配のある児童や保護者に対し、その発達を促すことを目的に、関係機関と連携しながら必要な療育指導、相談、援助を行います。また、通級指導教室では、心身の発達に遅れや心配がある児童に対して、指導を行っています。<u>現在、子ども通園センター及び通級指導教室が使用している施設は昭和58年に建設されたもので、老朽化している箇所があることから、附帯設備を含め必要な修繕工事を行うことで環境整備を図ります。</u></p> <p>障がいや発達に心配がある児童に関しての相談についても、関係機関と連携を図り、発達や進路など保護者や児童に助言を与える機会を設け、不安や悩みが軽減されるよう療育体制の充実を図ります。</p> <p>また、就学時の関係機関による引継ぎなど、各機関が連携を取りながら子どもへの一貫した支援を進めます。</p>